

事務連絡
平成28年2月18日

(介護予防)訪問介護・(介護予防)通所介護・
居宅介護支援事業所 管理者 様

墨田区福祉保健部介護保険課長 栗林 行雄
高齢者福祉課長 福田 純子

墨田区介護予防・日常生活支援総合事業の考え方について

日頃から、本区の介護保険事業の運営に対して御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について、下記のとおり取り扱いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

記

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の請求について [資料1](#)
東京都国民健康保険連合会 介護福祉部介護システム担当様
- 2 総合事業パンフレット配布 [資料2](#)
利用の流れやサービスの種類などは、こちらで再確認してください。
単価の入ったものについては、4月に作成予定です。
平成27年12月現在、要支援1・2でサービスを使っている方には、来月発送する給付費通知にパンフレットを同封します。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表 [資料3](#)
記載例 [参考](#)
単位数コード表(資料3) 同単位数マスタインターフェイス(CSV:準備中)は、出来上がり次第、区のホームページにアップします。
平成28年4月以降、更新等により要支援認定を受けた方の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が総合事業に移行します。移行した方のコードは資料3のとおりとなります。認定の更新等までは予防給付を受けることになるため、従前の予防給付のサービスコードで請求してください。
- 4 給付制限の適用なし
給付制限と同様の措置については、介護保険法に規定がなく、また重度化予防という総合事業の趣旨から、当面適用しません。現行相当のサービスは、

介護給付の利用者負担割合(原則として1割、一定以上の所得のある方は2割)と同じとします。

被保険者証に給付制限の記載があっても、総合事業の場合は1割または2割となります。ただし、これの方が予防給付(福祉用具のレンタルや訪問看護など)を利用している場合は、予防給付部分のみ給付制限が適用されませんので、3割を請求してください。

5 要介護認定に係る有効期間の見直し

更新認定において、要支援1・2の認定有効期間は、これまで最大12か月でしたが、総合事業の実施に伴い、今後は最大24か月となります。なお、これは、本年4月1日以降に新たな有効期間が始まる方から適用されます。

6 総合事業の「介護予防・生活支援サービス支援事業」利用中(または同時)に要介護認定申請を行う場合の注意事項 資料4

状態悪化などで総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」利用中に要介護認定申請を行う場合は、認定結果によって総合事業の適用にならず全額自己負担となる場合があります。

(ア)認定結果が要介護1～5の場合

- ・原則として介護給付サービスを開始するまでの間は、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用することもできますが、速やかな介護給付サービスへの移行をお願いします。
- ・介護給付サービスと総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」の併用を行っていた場合はどちらかが自己負担となります。

(イ)認定結果が非該当の場合

- ・総合事業(「介護予防・生活支援サービス事業」含む)のみを利用している場合は、継続して総合事業の適用となります。
- ・福祉用具レンタルなど暫定プランで予防給付を利用していた場合は、予防給付の部分が全額自己負担となります(総合事業は適用となります)。

(ウ)認定結果が要支援1・2の場合

- ・福祉用具レンタルなどの予防給付サービスとして保険適用となります(総合事業も適用となります)。

7 4月から総合事業を利用するためのチェックリスト実施開始時期

平成28年3月1日から高齢者支援総合センターで受け付けます。4月に開始する事業のため、証は4月1日に発行及び郵送しますので、手元に届くのは4月2日以降となります。

また、要介護認定申請も同時に行っている場合、認定結果が出るまでは被保険者証ではなく、資格者証(A4)を交付します。

- 8 ケアマネジメント依頼届出書様式
総合事業の開始に伴い、介護予防サービス計画作成届出書の様式を共通の届出書に変更します。ただし、総合事業開始に伴う届出書の提出先は高齢者福祉課地域支援係となります。また、総合事業から介護サービスに移行する場合の開始年月日については、その日以前の総合事業の請求の可否にかかわってくるため、間違いのないよう確認のうえ、ご記入ください。
- 9 要支援1の限度額を超えてサービスが必要な場合
サービス事業対象者の現行相当サービス利用量は、原則として要支援1の利用限度額が適用となります。退院直後など、やむを得ない事情がある場合に、1か月(月の初日～末日)を限度に要支援2の範囲まで認めますが、高齢者福祉課に届け出が必要です。1か月を超えて要支援2以上のサービスが必要な場合は、要介護認定申請を行ってください。
- 10 区をまたいでの受け入れ可否について 資料5
- 11 サービスBの利用限度について
社会福祉協議会、シルバー人材センターが提供するサービスにも、利用限度を設定します。
- 12 現行相当サービスとB・Cの併用ルール
墨田区の介護予防ケアマネジメントのルールとして、併用不可の組み合わせがあります。
- 13 介護軽度者に対するホームヘルプ事業の存続について
当面の間、総合事業開始後も存続します。要件、金額も変更ありません。
- 14 総合事業の事業所指定等について 資料6
- 15 Q&Aについて
区のホームページに、区民向けと事業者向けに掲載する予定です。必要に応じて追加し、更新していきますので、確認をお願いします。
質問は随時ファクスで受け付け、ホームページや事業者連絡会などで回答しますので、個別の回答はご容赦ください。

問合せ	介護保険課給付・事業者指導担当	5608-6149
	高齢者福祉課地域支援係	5608-6178